

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 4 月 23 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市早口字下畑 2 3 番 1
- 3 地目
原野
- 4 地積
7 8 2 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 4 月 23 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4103-2022-0002 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市早口字下比立内 11 番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
143 平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者がいない
〔令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ〕

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 4 月 23 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 4 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市早口字中島 7 7 番 1
- 3 地目
山林
- 4 地積
5 0 5 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 4 月 23 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4 1 0 3 - 2 0 2 2 - 0 0 0 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市早口字李岱頭 4 6 番
- 3 地目
原野
- 4 地積
2 7 3 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１５条第１項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和７年４月２３日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第４１０３－２０２２－０００６号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市商人留字町道添２３番
- 3 地目
山林
- 4 地積
２６平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者がいない
〔令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ〕

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 4 月 23 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4103-2022-0008 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
大館市商人留字田保 12 番
- 3 地目
原野
- 4 地積
479 平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者がいない
〔令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ〕

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 4 月 23 日

秋田地方法務局大館支局 登記官 藤 原 孝 寿

記

- 1 手続番号
第 4103-2022-0016 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
北秋田市綴子字掛泥向 47 番
- 3 地目
原野
- 4 地積
18 平方メートル
- 5 抹消する登記事項
表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者がいない
〔令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ〕